(別記様式第39号)

温 泉 採 取 状 況 報 告 書

年　　月　　日

　　　　　　　保健所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

法人にあっては、その名称

及び代表者氏名

（連絡責任者氏名 　 電話 　　　　　　 ）

　温泉の採取状況を次のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 源　　泉　　名 |  | | |  |
| 所　　在　　地 |  | | |  |
| ２ | 掘削許可年月日  及び番号 | 年　　月　　日　石川県指令 　 第　　　　　号 | | |  |
| ３ | 温泉採取許可等  年月日及び番号 | 採取許可 | 年　　月　　日　　　第　 　　　号 | |  |
| 濃度確認 | 年　　月　　日　　　第 　　　　号 | |  |
| ４ | 温泉ゆう出の状況 | □　ゆう出している （□自然ゆう出 □掘削自噴 □機械揚湯）  □　ゆう出していない（□休止　□埋没　□枯渇） | | |  |
| ５ | 温泉ゆう出温度 | ℃（　　　　　年　　　月　　　日測定　気温　　　℃） | | |  |
| ６ | 温泉のゆう出量 | Ｌ/分（　　　　　年　　　月　　　日測定） | | |  |
| ７ | 井戸の水位 | □　計測器を設置している  　　　　揚湯時：ＧＬ-　　　ｍ（　　 年 　　月 　　日測定）  　ポンプ停止時：ＧＬ-　　　ｍ（　　 年 　　月 　　日測定）  □　計測器を設置していない | | |  |
| ８ | 可燃性天然ガス  発生の状況 | □　発生している  □　発生していない | | |  |
| ９ | 動力の現況 | ポンプの種類 | |  |  |
| 出　　　　力 | | kＷ・馬力 |  |
| 10 | 温泉採取の状況 | □　採取している　（採取湯量 　　 　　　　　　　 Ｌ/分 ）  □　採取していない | | |  |
| 11 | 温泉利用の状況 | □　利用している（□公共の浴用又は飲用　□その他）  （主な温泉利用施設： 　　 　　 ）  　（利用湯量 　　 Ｌ/分 残湯量 　　　　　　 Ｌ/分）  □　利用していない | | |  |

(備　考)

１　本報告書は、毎年３月31日現在の源泉の状況を正確に記載し、４月20日までに採取源泉の所在地を管轄する保健所に提出すること。

２「温泉ゆう出の状況」は、該当する項目の□にレ印を付すこと。

　(1)「自然ゆう出」とは、温泉井戸の掘削なしに、自然の状態でゆう出している場合を言う。

　(2)「掘削自噴」とは、掘削工事を行った井戸から温泉が自噴している場合を言う。

　(3)「機械揚湯」とは、水中ポンプやエアーリフトポンプ等の動力を装置し、揚湯している場合を言う。

　(4)「休止」とは、温泉の採取が可能な状態にある場合に採取を休止している場合を言う (動力未装置の状態を含む)。

　(5)「埋没」とは、温泉井戸の老朽化等により、温泉の採取ができない場合を言う。

　(6)「枯渇」とは、温泉源が枯渇したことにより、温泉の採取ができない場合を言う。

３「温泉のゆう出温度」は、温泉がゆう出している場合のみゆう出口における泉温を測定し記載すること。また、測定の日及び当日の気温を (　) 内に記載すること。

４「温泉のゆう出量」は、温泉がゆう出している場合のみ１分間にゆう出口からゆう出する温泉の量を測定し記載すること。また、測定の日を (　) 内に記載すること。

５「井戸の水位」は、該当する項目の□にレ印を付すこと。計測器を設置している場合、測定時及びポンプ停止時の水位を小数点以下１位で記載すること。

６「可燃性ガス発生の状況」は、温泉とともにゆう出するガス中に含まれるメタンガスを測定器を用いて測定し、検知される場合は発生しているとすること。

７「動力の現況」 は、機械揚湯している場合のみその状況について記載すること。

　(1) ポンプの種類は、水中ポンプ、エアーリフトポンプ、渦巻ポンプ等具体的に記載すること。

　(2) 出力の単位は、kW又は馬力によるものとし、いずれか該当する単位を○で囲むこと。

８「温泉採取の現況」は、該当する項目の□にレ印を付すこと。

　(1)「採取している」とは、通常の温泉利用のみならず、雑用水や融雪等の目的であっても、反復継続的に温泉を採取している場合をいう。

　(2)「採取湯量」は、１分間に採取している湯量を記載し、自噴泉以外はゆう出量と同数となる。

９「温泉利用の状況」は、該当する項目の□にレ印を付すこと。

　(1)「利用している」とは、公共の浴用又は飲用に供している場合のほか、別荘、マンションへの配湯等特定の者の利用に供する場合を含む。

　(2)「公共の浴用又は飲用」とは、不特定多数の者を対象に浴用又は飲用に供している場合を言う。

　(3)「主な温泉利用施設」には、本報告書に係る源泉を利用している施設の内、代表的な施設の呼称を記載すること。

　(4)「利用湯量」は、１分間に利用に供している湯量を記載し、｢残湯量」は、ゆう出量から利用量を差し引いた残りの量を記載すること。

10　この報告書には、３月31日から過去１年間に測定した当該源泉の温泉の温度、ゆう出量、水位等の結果の写しを添付すること。